

議案第80号

さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市区の設置等に関する条例（平成14年さいたま市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名 称	区 域	名 称	区 域
[略]		[略]	
見沼区	大字大谷、大和田町1丁目及び大和田町2丁目、卸町1丁目及び卸町2丁目、大字加田屋新田、加田屋1丁目及び加田屋2丁目、大字片柳、片柳1丁目及び片柳2丁目、片柳東、大字上山口新田、大字小深作、大字笹丸、大字島、島町、島町1丁目及び島町2丁目、大字新右エ門新田、大字砂、砂町2丁目、大字染谷、染谷1丁目から染谷3丁目まで、大字中川、大字新堤、大字西山新田、大字西山村新田、大字蓮沼、春岡1丁目から春岡3丁目まで、春野1丁目から春野4丁目まで、大字東新井、東大宮1丁目から東大宮7丁目まで、大字東宮下、東宮下1丁目から東宮下3丁目まで、大字東門前、大字膝子、大字深作、深作1丁目から深作5丁目まで、 <u>大字風渡野、風渡野1丁目及び風渡野2丁目、</u>	見沼区	大字大谷、大和田町1丁目及び大和田町2丁目、卸町1丁目及び卸町2丁目、大字加田屋新田、加田屋1丁目及び加田屋2丁目、大字片柳、片柳1丁目及び片柳2丁目、片柳東、大字上山口新田、大字小深作、大字笹丸、大字島、島町、島町1丁目及び島町2丁目、大字新右エ門新田、大字砂、砂町2丁目、大字染谷、染谷1丁目から染谷3丁目まで、大字中川、大字新堤、大字西山新田、大字西山村新田、大字蓮沼、春岡1丁目から春岡3丁目まで、春野1丁目から春野4丁目まで、大字東新井、東大宮1丁目から東大宮7丁目まで、大字東宮下、東宮下1丁目から東宮下3丁目まで、大字東門前、大字膝子、大字深作、深作1丁目から深作5丁目まで、 <u>大字風渡野、</u> 堀崎町、大字丸ヶ崎、丸ヶ崎町、

堀崎町、大字丸ヶ崎、丸ヶ崎町、
大字御蔵、大字南中野、大字南中
丸、大字宮ヶ谷塔、宮ヶ谷塔1丁
目から宮ヶ谷塔4丁目まで、大字
見山並びに大字山

[略]

大字御蔵、大字南中野、大字南中
丸、大字宮ヶ谷塔、宮ヶ谷塔1丁
目から宮ヶ谷塔4丁目まで、大字
見山並びに大字山

[略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。